

○財務省告示第百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十三回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格

十二
十三

入札競争
価格競争
札発
利率
経過
の払込み

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

十四

初期
利率

平成三十一年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{1}$$

十五

第二期
以後の
利率

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利率を支払う。

十六
十七
十八

償還
償還
元金
元金
払場所
入札参加

平成四十一年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札
参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込
期日

平成三十一年三月六日